

令和 4 年 1 1 月 吉 日

お知らせ

大阪市立東淀中学校
校 長 大 政 和 彦

第 2 回 学 校 協 議 会 の 開 催 に つ い て

つぎのとおり「令和 4 年度第 2 回 学 校 協 議 会」を開催いたします。

記

- 1 日 時 令和 4 年 1 1 月 2 5 日 (金) 午後 7 時より
- 2 場 所 大阪市立東淀中学校 1 階多目的室 (旧職員室)
- 3 案 件
 - 1 令和 4 年「運営に関する計画」(中間評価)について
 - 2 令和 4 年「全国学力・学習状況調査」等について
 - 3 学校行事について
 - 4 その他

※ 傍聴希望の方は、「大阪市立東淀中学校 学校協議会傍聴要領」をお読みのいただきご理解のうえ東淀中学校 教頭までご連絡ください。

電話 6 3 2 8 - 5 6 5 0

大阪市立東淀中学校 学校協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市立東淀中学校 学校協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を認める定員は5名以内とする。ただし、会長が必要と認めた場合については、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催予定時刻10分前までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第3条 傍聴者は、会場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会議の議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第4条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、議長(会長)はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成25年2月21日から施行する。